

Scope

4月26日にも参議院を通過へ 企業財務会計士など、 会計士法改正はすべて見送り

企業財務会計士の創設などを含む公認会計士法の改正が見送りとなることが明らかとなった。自民党の財務金融部会（部長：林芳正参議院議員）が4月19日に開催され、今通常国会に提出されている「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」において新設された会計の専門家の活用状況に関する事項の開示部分および公認会計士法の改正に関する規定を削除することで了承された。与党もこれに応じる方針で、修正後の同法案については、早ければ4月26日にも参議院を通過する。

公認会計士法に関する部分をすべて削除に

公認会計士法の一部改正を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が3月11日に閣議決定され、4月1日に国会（参議院）に提出された。公認会計士法の改正については、試験に合格しても公認会計士になることができない待機合格者対策の面などから実施されるもの。その最たるものが会計分野のプロフェッショナルという位置付けの新しい資格である「企業財務会計士」の創設であり、そのほかにも、公認会計士試験の免除期間等の見直しなどの措置が講じられている。

「企業財務会計士」の創設に反対していた税理

士業界などに対しては、企業財務会計士になるための実務従事等（会計実務）の要件を見直すことで一応の決着がされていた（本誌399号40頁参照）。

しかし、4月12日および14日に行われた自由党の財務金融部会・企業会計に関する小委員会では、公認会計士法の改正に対する異論が続出。平成15年の公認会計士法の改正時に同小委員会の委員長であった塩崎恭久衆議院議員からは、受験者層の多様化と受験者数の増加を図り、多様な人材が受験し、一定の資質を有する多様な人材を輩出することを目的とした平成15年の公認会計士試験制度の見直しの趣旨に鑑み、「以前の制度に逆

ライツ・オフリングでは目論見書の作成・交付を不要に

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」では（公認会計士法の改正部分を除く）、①ライツ・オフリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る開示制度等の見直し、②コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大、③銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁、④プロ等に限定した投資運用業の規制緩和、⑤資産流動化スキームに係る規制の弾力化、⑥英文開示の範囲拡大、⑦無登録業者による未公開株等の取引に関する対応、⑧投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充などが盛り込まれている（本誌395号4頁参照）。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 1 第1条のうち金融商品取引法に会計の専門家の活用等に関する規定を加える改正規定（原案による改正後の金融商品取引法第193条の4関係）を削るものとする。
- 2 公認会計士法の改正に関する第4条の規定を削るものとする。
- 3 その他所要の規定の整理を行うものとする。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する修正案

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第九十三条の二第一項の改正規定及び第九十三条の三の次に一条を加える改正規定を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第一条第一号中「第七条」を「第六条」に、「附則第四十五条及び第四十六条」を「附則第三十条及び第三十一条」に改め、同条第二号中「第四条中公認会計士法第三十四条の四十三、第三十四条の五十五、第三十四条の五十八及び第四十条第二項の改正規定、第七条」を「第六条」に、「第十一条中」を「第十条中」に、「第十二条」を「第十一条」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第十条、第十八条から第二十条まで、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで、第三十七条、第三十八条及び第四十一条から第四十三条まで」を「第九条、第十二条から第十四条まで、第十七条から第二十条まで及び第二十五条から第二十九条まで」に改め、同条第三号を削る。

附則中第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条から第十六条までを削る。

附則第十七条第一項中「第五条」を「第四条」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第十八条第一項中「第十一条」を「第十条」に、「附則第四十二条」を「附則第二十八条」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第十九条中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第二十条第一項中「第十三条」を「第十二条」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第二十一条中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則中第二十二條を削り、第二十三條を第十六條とし、第二十四條を第十七條とし、第二十五條を削り、第二十六條を第十八條とし、第二十七條を第十九條とし、第二十八條を第二十條とし、第二十九條及び第三十條を削り、第三十一條を第二十一條とし、第三十二條を削り、第三十三條を第二十二條とし、第三十四條を第二十三條とし、第三十五條を削り、第三十六條を第二十四條とし、第三十七條を第二十五條とし、第三十八條を第二十六條とし、第三十九條及び第四十條を削り、第四十一條を第二十七條とし、第四十二條を第二十八條とし、第四十三條を第二十九條とし、第四十四條を削る。

附則第四十五条中「並びに」を「及び」に改め、「及びなおその効力を有することとされる場合」を削り、同条を附則第三十条とし、附則第四十六条を附則第三十一条とし、附則第四十七条を附則第三十二条とする。

戻りすべきではない」旨の意見が出された模様だ。

自民党では、同法案に対する修正案を提出し、公認会計士法に関する部分をすべて削除する方針。ねじれ国会のなか、民主党でも自民党の修正案を受け入れることにより、逆に他の改正項目については早々と成立する運びとなる。

待機合格者対策は手当てされず

公認会計士法の改正が見送りになったことに伴い、企業財務会計士の創設のほか、科目合格等の有効期間の1年短縮などの見直しも実現せず、待機合格者対策が何ら手当てされない事態になってしまったことになる。